公園管理要綱

（目的）

第１条　この要綱は，街区公園及びコミュニティ広場，並びに呉市が清掃を業者委託していない近隣公園（以下「公園」という）に管理人を置くことにより，呉市の公園行政の推進に寄与することを目的とする。

第２条　管理人は，ぞれぞれの公園が所在する地区の住民の中から市長が委嘱する。

第３条　管理人は，公園内の遊具その他の施設（以下「遊具等」という）について，危険と思われる状態を発見したときは，直ちにその旨を市長に報告するものとする。この場合において，管理人は，当該危険と思われる遊具等について，その使用を禁止し，又は撤去することができる。

第４条　管理人は，次に掲げる職務を行う。

(1) 公園を随時看守し，遊具等の破損の状況等について，市長に報告すること。

(2) 公園の秩序を維持すること。

(3) 公園の清潔を保持すること。

(4) その他街区公園使用心得等の遵守に関すること。

第５条　この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成６年４月１日から実施する。

改正　平成１３年４月１日
　　平成１５年４月１日
　　平成２０年４月１日
　　平成２７年４月１日